退職された方へ

# 出版企業年金基金の各種手続きをご案内します

退職されて当基金を脱退したときは、加入者期間・年齢に応じて年金・一時金を受け取ることや、転職先の確定給付企業年金(DB)・企業型確定拠出年金(DC)などに資産を移換することができます。退職後の給付の仕組みや手続きをご案内いたしますのでご確認いただき、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

## ➢ 年金制度の概要

・日本の年金制度は、公的年金(厚生年金、国民年金)とこれに上乗せして支給する私的年金(企業年金)制度で構成されています。
・当基金は、企業が従業員の老後の所得保障のために掛金を全額拠出している確定給付企業年金(DB)です。
・また年金、一時金の額はあらかじめ決められていますので、安心して生活設計を立てることができます。

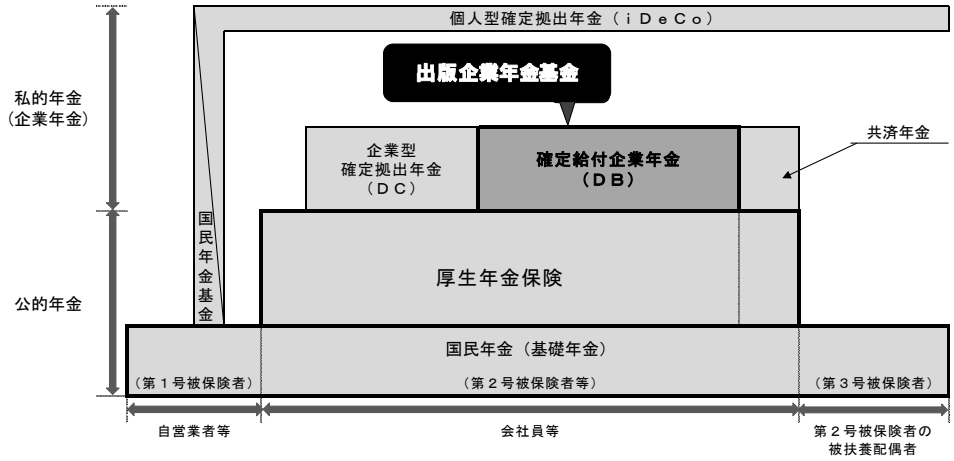


## ➢ 年金・一時金の給付内容

加入者期間や年齢に応じて、年金または一時金を受け取ることができます。

| 資格喪失の理由 | 資格喪失時の年齢 | 加入者期間 | | 給付の選択肢 | 手続き書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| 65歳到達 | 65歳 | 15年以上 | 選択 | ①老齢給付金の年金 | 年金請求書 ※ |
| | | | | ②老齢給付金の一時金 | 一時金請求書 ※ |
| | | 1か月以上15年未満 | 選択 | ③脱退一時金 | 脱退一時金請求書 |
| | | | | ④他制度移換 | 移換申出書 |
| 退職 | 60歳以上65歳未満 | 15年以上 | 選択 | ①老齢給付金の年金 | 年金請求書 ※ |
| | | | | ②老齢給付金の一時金 | 一時金請求書 ※ |
| | | | | ⑤繰下げ | 手続き不要 |
| | | 1年以上15年未満 | 選択 | ③脱退一時金 | 脱退一時金請求書 |
| | | ＊1年未満の場合、給付はありません。 | | ④他制度移換 | 移換申出書 |
| | 60歳未満 | 15年以上 | 選択 | ③脱退一時金 | 脱退一時金請求書 |
| | | | | ④他制度移換 | 移換申出書 |
| | | | | ⑤繰下げ | 手続き不要 |
| | | 1年以上15年未満 | 選択 | ③脱退一時金 | 脱退一時金請求書 |
| | | ＊1年未満の場合、給付はありません。 | | ④他制度移換 | 移換申出書 |

※ 按分して受給する場合は、年金請求書と脱退一時金請求書の両方をご提出ください。

## ➢ 年金・一時金の支払いまでの流れ

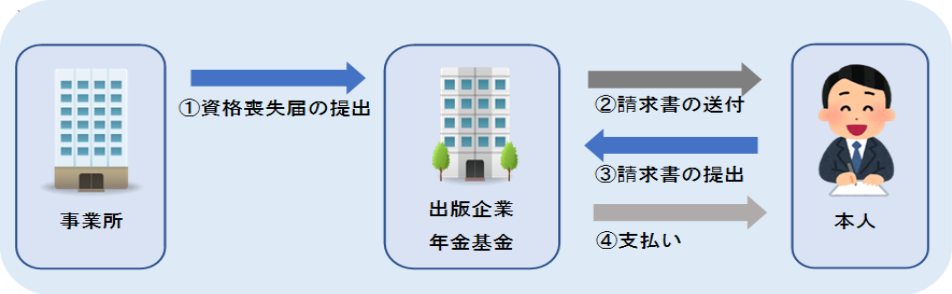


| 請求手続きの流れ | 請求手続きの内容 |
|---|---|
| ① 事業所が資格喪失届を提出 | 主に以下に該当したときに、事業所が「加入者資格喪失届」を基金へ届け出ます。<br>(1)退職したとき(厚生年金被保険者でなくなったとき)<br>(2)65 歳に到達したとき(誕生日の前日) |
| ② 請求書の送付 | 当基金から、ご本人の住所あてに年金・一時金の見込額をあわせて請求書をお送りします。<br>※事業所が「加入者資格喪失届」を提出してから**約 2 週間でお送りしています。** |
| ③ 請求書の提出 | 請求書を記入し、必要な証明書類の写しを添付して請求手続きを行ってください。<br>(郵送または基金窓口で承ります) |
| ④ お受け取り | 当基金で受付後、下記の支払時期に応じてご指定の口座にお振込みします。支払日の約 1 週間前に基金からご本人へ支払通知書をお送りします。<br><br>支払時期<br>(1)一時金…受付から 1 ヶ月～1 ヶ月半程度(支払日の約 1 週間前に通知書を送付)<br>(2)年金…年金額に応じて支払月が確定(支払日決定後に通知書を送付) |

| 年金額 | 3 万円未満 | 3 万円～6 万円未満 | 6 万円～9 万円未満 | 9 万円以上 |
|---|---|---|---|---|
| 支払回数 | 年 1 回 | 年 2 回 | 年 3 回 | 年 6 回 |
| 支払月 | 8 月 | 6 月・12 月 | 4 月・8 月・12 月 | 2 月・4 月・6 月・8 月・10 月・12 月 |

## ➢ 脱退一時金相当額を他制度に移換して、将来、年金で受けることもできます

・年金を受給できる年齢になる前に退職した場合は、脱退一時金相当額を転職先の企業年金や企業年金連合会等に持ち運び(移換)、将来の年金受給に結びつけることができます。
・移換の申出期限は、当基金の資格を喪失した日(退職日の翌日)から **1 年以内**です。

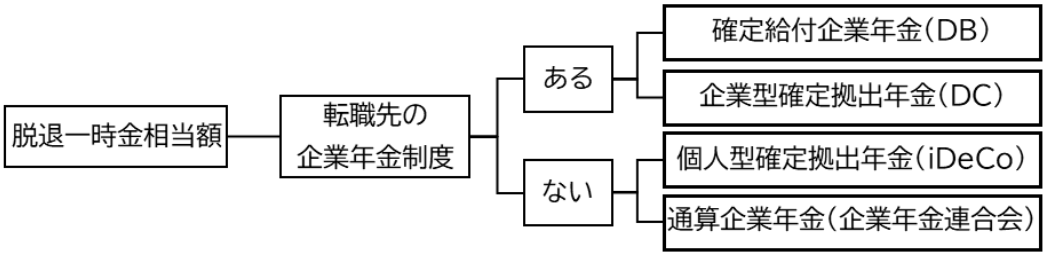


※移換の可否や制度の内容等については、移換先に直接ご照会ください。

## ➢ お問い合わせ先


**出版企業年金基金**

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32 出版クラブビル 7F
TEL 03-5259-9111　FAX 03-5259-9114
受付時間　月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
アクセス ○都営新宿・三田線、東京メトロ半蔵門線神保町駅(A5 出口)下車 徒歩 2 分
○JR中央・総武線水道橋駅(東口)下車 南へ徒歩 10 分


＊当基金のホームページでは、基金制度や給付内容について詳しい説明を掲載しています。
ぜひご利用ください。　URL:https://syupan-kikin.or.jp/